

令和7年度 ごみ焼却施設維持管理記録

施設名	宮城東部衛生処理センターごみ焼却施設			3 号 炉											
施設住所	宮城郡利府町加瀬字新船岡5番地														
令 和 7 年 度		維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般廃棄物															
種類	—		可燃ごみ												
処理量(t)	—		358.82												
燃焼室中の燃焼ガス温度															
測定位置	—		焼却炉出口												
測定年月日	—		—												
測定結果(℃)	800以上		—												
集じん器に流入する燃焼ガス温度															
測定位置	—		集じん器入口												
測定年月日	—		—												
測定結果(℃)	概ね 200		—												
排ガス中の一酸化炭素濃度															
測定位置	—		集じん器出口 4階 煙道												
測定年月日	—		—												
測定結果(ppm)	100以下		—												
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日															
年月日	—		稼働日随時												
排ガス中のダイオキシン類															
排ガスを採取した位置	—		煙突 地上 17.7m 煙突測定口 下段												
排ガスを採取した年月日	—		—												
測定結果の得られた年月日	—		—												
測定結果(ng-TEQ／m ³ N)	5以下		—												
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度															
排ガスを採取した位置	—		煙突 地上 17.7m 煙突測定口 下段												
排ガスを採取した年月日	—		—												
測定結果の得られた年月日	—		—												
測定結果	硫黄酸化物(m ³ N／h)	排出基準値	測定毎に算出	—											
		排出量	—												
	ばいじん 濃度(g／m ³ N)		0.15以下	—											
	塩化水素濃度(ppm)		430以下	—											
	窒素酸化物濃度(ppm)		250以下	—											
全水銀濃度(μg／m ³ N)		50以下	—												

ばい煙の基準は大気汚染防止法、ダイオキシン類の基準はダイオキシン類特別措置法に基づく。

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値。

測定値の温度及び一酸化炭素濃度については、工場に設置された連続測定器の測定結果(測定日の日平均値)であり、その他については第三者機関による測定結果。

水銀において定量下限値未満、検出下限値以上の数値は、括弧を付した表記である。また、<・・・は、計量の方法による検出下限値未満である。

令和7年度 ごみ焼却施設維持管理記録

施設名	宮城東部衛生処理センターごみ焼却施設			4 号 炉											
施設住所	宮城郡利府町加瀬字新船岡5番地														
令 和 7 年 度		維持管理上 の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般廃棄物															
種類	—		可燃ごみ												
処理量(t)	—		2,347.44												
燃焼室中の燃焼ガス温度															
測定位置	—		焼却炉出口												
測定年月日	—		—												
測定結果(℃)	800以上		—												
集じん器に流入する燃焼ガス温度															
測定位置	—		集じん器入口												
測定年月日	—		—												
測定結果(℃)	概ね 200		—												
排ガス中の一酸化炭素濃度															
測定位置	—		集じん器出口 4階 煙道												
測定年月日	—		—												
測定結果(ppm)	100以下		—												
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日															
年月日	—		稼働日随時												
排ガス中のダイオキシン類															
排ガスを採取した位置	—		煙突 地上 17.7m 煙突測定口 下段												
排ガスを採取した年月日	—		—												
測定結果の得られた年月日	—		—												
測定結果(ng-TEQ／m ³ N)	5以下		—												
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度															
排ガスを採取した位置	—		煙突 地上 17.7m 煙突測定口 下段												
排ガスを採取した年月日	—		—												
測定結果の得られた年月日	—		—												
測 定 結 果	硫黄酸化物(m ³ N／h)	排出基準値	測定毎 に算出	—											
		排出量		—											
	ばいじん 濃度(g／m ³ N)			0.15以下	—										
	塩化水素濃度(ppm)			430以下	—										
	窒素酸化物濃度(ppm)			250以下	—										
	全水銀濃度(μg／m ³ N)			50以下	—										

ばい煙の基準は大気汚染防止法、ダイオキシン類の基準はダイオキシン類特別措置法に基づく。

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値。

測定値の温度及び一酸化炭素濃度については、工場に設置された連続測定器の測定結果(測定日の日平均値)であり、その他については第三者機関による測定結果。

水銀において定量下限値未満、検出下限値以上の数値は、括弧を付した表記である。また、＜・・・は、計量の方法による検出下限値未満である。

令和7年度 ごみ埋立施設維持管理記録

	宮城東部衛生処理センターごみ埋立施設
施設住所	宮城郡利府町森郷字内ノ目地内

○ 埋め立てた一般廃棄物の種類および数量

(単位: kg)

[illegible]

○ 水質検査

[illegible]

○ 埋立残余容量（年1回以上の測量）

(単位: m^3)[illegible]

○ 点検項目

[illegible]

令和7年度 放流水の水質検査結果

施設名			宮城東部衛生処理センターごみ埋立施設											
施設住所			宮城郡利府町森郷字内ノ目地内											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取日			4月18日											
測定結果取得日			5月7日											
測定項目	単位	基準値												
水素イオン濃度 (PH)		5.8～8.6	7.3											
生物化学的酸素要求量	mg/l	60以下(協)20以下	2.4											
化学的酸素要求量	mg/l	90以下(協)20以下	9.2											
浮遊物質	mg/l	60以下(協)20以下	5											
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/l	5以下	—											
フェノール類含有量	mg/l	5以下	—											
銅含有量	mg/l	3以下	—											
亜鉛含有量	mg/l	2以下	—											
溶解性鉄含有量	mg/l	10以下(協)5以下	<1											
溶解性マンガン含有量	mg/l	10以下	—											
クロム含有量	mg/l	2以下	—											
大腸菌数	CFU/ml	800以下	<1											
アンモニア性窒素	mg/l	(協)1以下	<0.1											
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下	—											
有機りん化合物	mg/l	1以下	—											
鉛含有量	mg/l	0.1以下	—											
六価クロム含有量	mg/l	0.5以下	—											
砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	—											
総水銀化合物	mg/l	0.005以下	—											
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	—											
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.003以下	—											
ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	—											
四塩化炭素	mg/l	0.02以下	—											
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	—											
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	1以下	—											
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.4以下	—											
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	—											
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	—											
トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下	—											
テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	—											
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	—											
チウラム	mg/l	0.06以下	—											
シマジン	mg/l	0.03以下	—											
チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	—											
ベンゼン	mg/l	0.1以下	—											
セレン	mg/l	0.1以下	—											
1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	—											
シアン化合物	mg/l	1以下	—											
アンモニア・アンモニウム化合物	mg/l	200以下	—											
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	200以下	—											
ふっ素及びその化合物	mg/l	15以下	—											
ほう素及びその化合物	mg/l	50以下	—											

※基準値欄の(協)に示す値については、大郷町との協定による排出基準値で、4月から9月までの利水期間のみに適用

令和7年度 観測井下流地下水の水質検査結果

[illegible]

令和7年度 観測井上流地下水の水質検査結果

[illegible]